

平和文化の普及促進業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年4月11日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
平和文化の普及促進業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (3) 業務内容
別紙「平和文化の普及促進業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務の委託限度額は2,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「平和文化の普及促進業務公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案者に準じ、上記(1)～(5)の条件を全て満たしていること。
- (7) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「広島市調達情報公開システム（一般公開用）」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年5月30日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）

広島市市民局国際平和推進部平和推進課

TEL 082-504-2898 FAX 082-504-2986

E-mail peace@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 参加資格確認申請書（様式1）

イ 役員名簿（様式2）

ウ 法人の登記事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）

エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行から3か月以内のもの）

オ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行から3か月以内のもの）

※ エ、オについて、納税義務がない場合等は申立書（様式3）を提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(4) 提出方法

前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果を書面で通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年5月7日（水）までの閉庁日を除く毎日
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和7年5月30日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30

分から午後５時１５分まで(ただし、令和７年５月３０日（金）は正午まで)閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限 令和７年５月３０日（金）正午
- (2) 提出場所 前記３(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

7 受託候補者の特定

- (1) 企画提案書の審査は、平和文化の普及促進業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
説明書による。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第３１条第１号又は第３号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
- (2) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他
詳細は説明書による。